

第9回入善町農業委員会議事録

平成30年4月6日午後4時00分から第9回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	4番 高澤 清晶	5番 島瀬 康一
6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮	9番 米山 義隆
10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美
14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博
18番 長原 均			

欠席委員 1名

3番 中島 茂樹

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	道下 玲也
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第32号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第33号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第34号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件

小堀事務局長

委員会の前に、事務局よりご報告させていただきます。

この度の人事異動により、事務局の異動がありまして、上田の代わりに道下が、金山の代わりに新人の長田が着任しました。以後よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。だんだんと暖くなる季節になってきました。農業においても、着々と準備が進められておられると思いますが、今年度においても安全に気を付けて作業に取り組んで下さい。また、今年度より新たな職員が2名就きましたので、私たちも心機一転頑張っていきたいと思っております。

さて、本日もよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第9回入善町農業委員会を始めたいと思っております。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。2番米澤委員と17番酒井委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は田ノ又〇〇番〇〇、田ノ又〇〇番の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は計3,011㎡です。

譲渡人は入善町櫛山新〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町櫛山新〇〇番地〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の父が耕作しておりましたが、将来的に息子である譲受人に経営を移行していくことを考え、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は徒歩で1分であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が25年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、123,229.50㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると

考えます。

農業委員による意見書の確認印は、上島委員にいただいております。
以上、1件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

上島委員

事務局から説明の通りであり、問題ないと判断しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議
ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第32号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事
務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第32号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議
を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町芦崎〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目はともに田で、面積は
500㎡です。

譲渡人は、入善町芦崎〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、同じく入善町芦崎〇〇番地の〇〇さんです。
転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇さんは、現在、住民票は譲渡人と同じ「入善町芦崎〇〇番地」にありますが、実際の居
所は黒部市のアパートにあり、昨年1月に子供が誕生し現在のアパートでは手狭になったため、申請地
を父から借り受けて、実家の近くに自己の住宅を新築する計画をたて、今回の転用申請となりました。

申請地は、面積500㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車スペース、庭、来客用駐車スペース
等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規
模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地で

あると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成30年1月25日に農業振興地域から除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

事務局から説明の通りであり、現地も確認した結果、問題ないと判断し確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

鍋嶋会長

残地への進入は何も問題はないのですか。

事務局

機械乗入口は確保しているため、問題はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第32号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第33号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第33号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成30年4月6日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。今回は、8件の申請です。

今回はすべて再設定です。地区ごとに報告させていただきます。

入善地区はありません。
上原地区はありません。
青木地区はありません。
飯野地区 2件、6筆、13,956㎡
小摺戸地区 1件、1筆、2,110㎡
新屋地区 1件、6筆、5,814㎡
桐山地区 1件、1筆、1,573㎡
横山地区はありません。
舟見地区 3件、3筆、4,728㎡
野中地区はありません。

以上、合計は、8件、17筆、28,181㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。
よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第33号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第34号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件を議題

といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第34号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を定めないことについて、決定を求めます。平成30年4月6日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。

別段の面積についてですが、農地法では、農地の所有権等を取得する場合の要件として、その取得後の経営面積が50a以上にならなければならない、と規定されています。これがいわゆる5反歩要件です。平成21年12月の農地法改正後は、この下限面積を、農業委員会の判断で引き下げ、別段の面積を定めることができるようになりました。

この別段の面積の設定の必要性については、毎年検討し、農業委員会で決定するよう求められております。そこで新年度初めの今回の農業委員会で、再び、別段の面積を定めないことを確認したいと思っております。

そこでまず、農地法施行規則第17条に基づく別段の面積を設定する場合の基準について確認いたしますが、別段の面積は10a以上50a未満の範囲内で設定すること、区域内において農業委員会が定めようとする別段の面積未満の農地を耕作する者の数が40%を下らないこと、当該区域における農地の利用の現況及び将来の見通しからみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすること、当該区域内に遊休農地等が相当程度存在すること、と規定されております。

そこで入善町の状況を見てみますと、2015年農林業センサスによると、全農家数1,318戸のうち、50a未満の農家数は62戸ですので、経営面積50a未満の農家数の割合は、4.7%となります。また、遊休農地の面積は、平成29年度末現在で、蛇沢の0.4haを残すのみとなっております。農地の集積率については、こちら平成29年度末現在で、60.8%であり、認定農業者数は128経営体となっております。

これらのことから、現在、入善町では農地の利用集積や担い手農家の育成について、県内でも上位のレベルで進んでおり、また、遊休農地が極めて少ないなど、先進的な地域となっております。したがって、農地の権利取得の下限面積について50a以下の別段の面積を設定しなくても、農地の集積が進まないとか、遊休農地が発生するといったことは懸念されず、将来においても懸念材料にはならないと想定されます。

よって昨年と同様に、「別段の面積の設定は必要ない」と、入善町農業委員会として決定したいと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、この件について、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。特に意見がないようですので、この件について採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第34号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件について、昨年同様に、別段の面積を定めないことに決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はありませんか。
それでは、事務局から何かありますか。

事務局

まずは、前回問い合わせの陸砂利についてです。

税務課に確認したところ、固定資産税は毎年1月1日現在の現況で課税されるものですが、陸砂利の場合は田として使用していなくても、田として課税しているそうです。そのため、雑種地として記載していましたが、田に修正しました。

続きまして、入善町農業委員会委員等の能力給に関する支給についてです。平成29年度から、能率給が支給されることになりましたので、規則を作成しました。また、農業者年金加入推進事例集と農業委員会活動記録簿セットという冊子がお手元にあると思いますが、ご一読いただけますようよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かありませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第9回入善町農業委員会を閉会します。
次回は、5月2日水曜日、午後1時00分から行います。

（閉会 午後4時40分）